

明治二十九年

郡市町村
行政監督事務

庶務部



1-18

永年保存

| | |
|------|-------|
| 明治 | 類日 |
| 二十九年 | 子字子子子 |
| 永年保存 | |

明治二十年

町村區畫改正付郡長意見書

郡長ハ口連案

能ク所村ノ治勢ヲ舉ゲケ所村自ラ為スベキ
ノ事ノ業ヲ擴張セント欲スニハ有力ノ村
ヲ造成スルヲ以テ是モ重要ナリトス抑有
カノ所村タラントスニハ相当ノ区域及人
口ナルヘカラス執テハたノ各項ニ依リ所
村合保ノ見込ヲ立テ考テ為ノ内申
アリタシ

一戸数三百戸以上アリ富裕ニシテ所村ノ治
勢ヲ十分ニ舉行シ得ヘキカアルモノハ敢
テ合保ヲ要セスト虽モ他ノ所村ト連繫一
市街ノ姿ヲ成スモノハ成ルヘク全市街合

保一所ト為スヘシ

一戸数三百戸以下ニシテ等ヲ為シ止ノ理由ナキ
モノハ大凡三百戸ニ滿ツルヲ目的トシ地勢
人情ヲ酌量シ合保セシムルヲ

一現今ノ聯合区域ニシテ地勢上故障ナキモ
ノハ成ルヘク其区域内ノ各所村ヲ合シテ
一町村ト為シ若シ不為止ニテ現今ノ各

一割聯合区域ヲ分割スルコトアルモ成ルヘク
其区域内止ムルヲ要ス

一後者何レノ所村ニモ属セカレ地不及ヒ現今
吾民家ノ村爲ノ少キハ便宜最善ノ所村

ニ在ルモノハ

一合保ノ所村ニハ豫メ新規ノ名移ラ段定之ニ
至クハシ別ヘハ大所村ニハ所村ヲ合保スルト
キハ具大所村ノ名移ラ用ヒ或ハ後者ナキ
所村合保スルトキハ先ク互折衷ニテ新名
移ラ附スル等民情ニ背馳セサラシクニ任之
スヘシ

一 所村結産ノ實分ニ就キハ成ルハク互併係在所村ノ
互ニ保シ渡潤カスルコト更宜クニスヘシ

一 所村結産ノ實理ニ従属之段其々用ニ於テ亦
其ノ保分ヲ計シカメテ成ルハク旧所村各自ノ結産
ヲ互併シテ均ラシムルニ於テカスヘシ甘ニ均ラ
シセシムル迄ハ結産合保ノ為ニ特ニ利害ヲ見

旧所村ニハ所村其ノ名ヲ出サシメ特ニ換年ヲ出
クル旧所村ニハ所村其ノ名ヲ出サシムルヲ以テ且取テ
互ニ保トス

通般西河在古河以村合保之義在記
之通河油田中分也

以記在年六月

南齊多郡長少弟

始

群馬縣知事任孫興三殿

東群馬下支斤